

共有者の分割納付について

共有名義の資産について、浦添市では原則として共有代表者の方に『代表者名 外○名』として納税通知書をお送りしております。

しかしながら、共有者は年数の経過とともに世代が替わり疎遠になったり、共有者が相当数に及び1通の納税通知書では納付できない実情があります。浦添市では平成21年度からこのような実情のある納税者の要望に応えると共に事務処理の円滑化を図ることを目的とし、納税通知書を共有者の持分に応じて納付書の分割を行います。

以下の条件を満たす場合に限り、固定資産税の分割納付が可能です。

○ 分割に必要な条件

1. 共有所有者全員の合意に基づく申請であること。
2. 共有所有者全員の所在が明らかであること。
3. 共有者が死亡している場合、資産税課で現所有者申告の手続きをすること。
4. 各持分が明らかであること。
5. 税額を分割して生じる端数については、代表者が負担すること。

例) 税額1,000円を代表者 A 及び B、C の3名の共有で3等分に分割した場合、代表者 A さんが334円、B さんが333円、C さんが333円(合計3名で1,000円)になります。

※ 申し出により、共有者の持分に応じて納付書を分けた場合においても、共有者全員が完納するまでは連帯して納税義務を負うものであり、連帯納税義務を除外するものではありません。(地方税法第10条の2第1項)

- ※ 督促等により分割納付がすべて完納されない場合は、次年度からの分割納付を中止します。
- ※ 共有者の納付書が返戻等で戻ってきた場合、代表者に送付します。
- ※ 共有者に移転登記があった場合には申請書の再提出をお願いします。
ただし、相続の場合は本申請を継承したものとみなし申請書の再提出は不要とします。

お問い合わせ先
浦添市役所 資産税課 償却資産係
TEL (098)876-1729【直通】 又は
(098)876-1234【内線 2264】